

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 建築基準法施行令の一部改正

地区計画等の区域内における建築物の用途の制限が適合しなければならないものとして、歴史的風致維持向上地区計画の区域にあつては、当該区域にふさわしい良好な住居の環境の確保、商業その他の業務の利便の増進その他適正な土地利用の確保及び都市機能の増進に貢献し、かつ、当該区域における歴史的風致の維持及び向上を図る観点から見て合理的な制限であることが明らかなものを規定すること。

(第百三十六条の二の五第一項第一号関係)

第二 都市公園法施行令の一部改正

一 都市公園法第四条第一項本文の規定により認められる建築面積を超えることができる建築物として、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物を追加すること。

(第六条第一項第二号関係)

二 都市公園法第二十九条の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額について、新設、増設又は

改築に要する費用の額の二分の一を乗じて得た額とする公園施設として、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いものを追加すること。（第三十一条関係）

第三 宅地建物取引業法施行令の一部改正

宅地建物取引業法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限として、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第十五条第一項等に基づく制限を追加すること。（第三条第一項関係）

第四 地方住宅供給公社法施行令等の一部改正

独立行政法人等を国の機関又は地方公共団体とみなして準用する規定として、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第十五条第六項等の規定を追加すること。（第二条等関係）

第五 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令の一部改正

特別保存地区内において、その規模、形態及び意匠が歴史的風土と著しく不調和でない場合に許可される行為として、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の規定により指定された歴史的風致形成建造物の保存のために必要な建築物又は工作物の新築を追加すること。

（第六条第一号及び第四号関係）

第六 首都圏近郊緑地保全法施行令等の一部改正

公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為として、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の規定により指定された歴史的風致形成建造物の保存に係る行為を追加すること。

(第三条等関係)

第七 都市計画法施行令の一部改正

歴史的風致維持向上地区計画を都市計画に定めるに当たり都道府県知事の同意を要するものとして、歴史的風致維持向上地区計画の位置及び区域等を規定すること。

(第十四条の二関係)

第八 その他所要の改正を行うこと。

第九 この政令は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行の日（平成二十年十一月四日）から施行すること。

(附則関係)